

英国における企業結合会計基準の展開と その課題

田中延幸

大阪学院短期大学

要 旨

企業結合に関する一連の英国会計基準および公開草案においては、パーチェス会計方式と持分プーリング会計方式の2つが取り上げられている。また、英国において展開されてきた会計概念フレームワークにおいても、企業結合を処理する会計方式として、パーチェス会計方式と持分プーリング会計方式の2つが取り上げられている。さらに、英国会社法に基づけば、企業結合を処理する会計方式として、①パーチェス会計方式/シェア・プレミアム勘定、②パーチェス会計方式/合併積立金勘定、そして③持分プーリング会計方式を挙げることができる。

このように、英国では、「英国会計基準」、「英国会計概念フレームワーク」そして「英国会社法」のなかで、企業結合を処理する会計方式として、パーチェス会計方式と持分プーリング会計方式の2つが取り上げられており、整合性を見ることができる。

ところが、2002年7月に制定された「IAS規則」に従い、その適用が義務付けられた国際会計基準においては、企業結合を処理する会計方式はパーチェス会計方式のみとなっている。

英国の会計基準設定主体であるASBは、「国内会計基準を国際会計基準に収斂させる任務の遂行」を表明している。将来的に、英国会計基準を改訂し、パーチェス会計方式への一本化を実現した場合、「英国会計基準と英国会計概念フレームワークとの整合性」だけではなく、「英国会計基準と英国会社法との整合性」も崩れるという状況に直面することになる。

I はじめに

英国の企業結合に関する会計基準と公開草案（以後「英国会計基準および公開草案」とする。）に従えば、企業結合を処理する会計方式は、大別して、「パーチェス会計方式¹⁾」と「持分プーリング会計方式²⁾」の2つがある。

ある企業結合について、パーチェス会計方式を用いた場合と、持分プーリング会計方式を用いた場合とでは、最終的な報告利益の額が異なる。それ故、パーチェス会計方式と持分プーリング会計方式は、相互に代替可能で、選択適用可能な会計方式であってはならない。パーチェス会計方式を適用しなければならない企業結合であるのか、あるいは持分プーリング会計方式を適用しなければならない企業結合であるのかの「識別」は、企業結合会計の極めて重要な要素である³⁾。英国において、この識別は、企業結合会計基準のなかで取り扱われてきた。

英国企業結合会計基準の設定に向けての動向は、1971年1月に当時の基準設定主体である会計基準委員会（以後「ASC」と略称する。）が設定した公開草案第3号「取得と合併のための会計」（以後「ED3」と略称する。）に始まる。その後、1982年10月の公開草案第31号「取得と合併のための会計」（以後「ED31」と略称する。）を経て、確定版の会計基準書第23号「取得と合併のため

の会計」（以後「SSAP23」と略称する。）が1985年4月に公表された。さらに1990年2月には、公開草案第48号「取得と合併のための会計」（以後「ED48」と略称する。）が公表され、SSAP23の改訂に向けての準備が行われた。

1990年8月、英国の基準設定主体は、ASCから会計基準審議会（以後「ASB」と略称する。）へと変遷した。これにより、ED48は、会計基準として公表されることはなかった。しかしながら、ED48の内容は、現在の基準設定主体であるASBが、1993年5月に公表した財務報告公開草案第6号「取得と合併」（以後「FRED6」と略称する。）のなかに取り入れられた。そして、このFRED6の内容を会計基準という形で公表したものが、1994年9月に公表された財務報告基準第6号「取得と合併」（以後「FRS6」と略称する。）であり、現時点での企業結合会計に関する英国の国内会計基準である。

以上、英国会計基準および公開草案をまとめたものが〔図表1〕である。

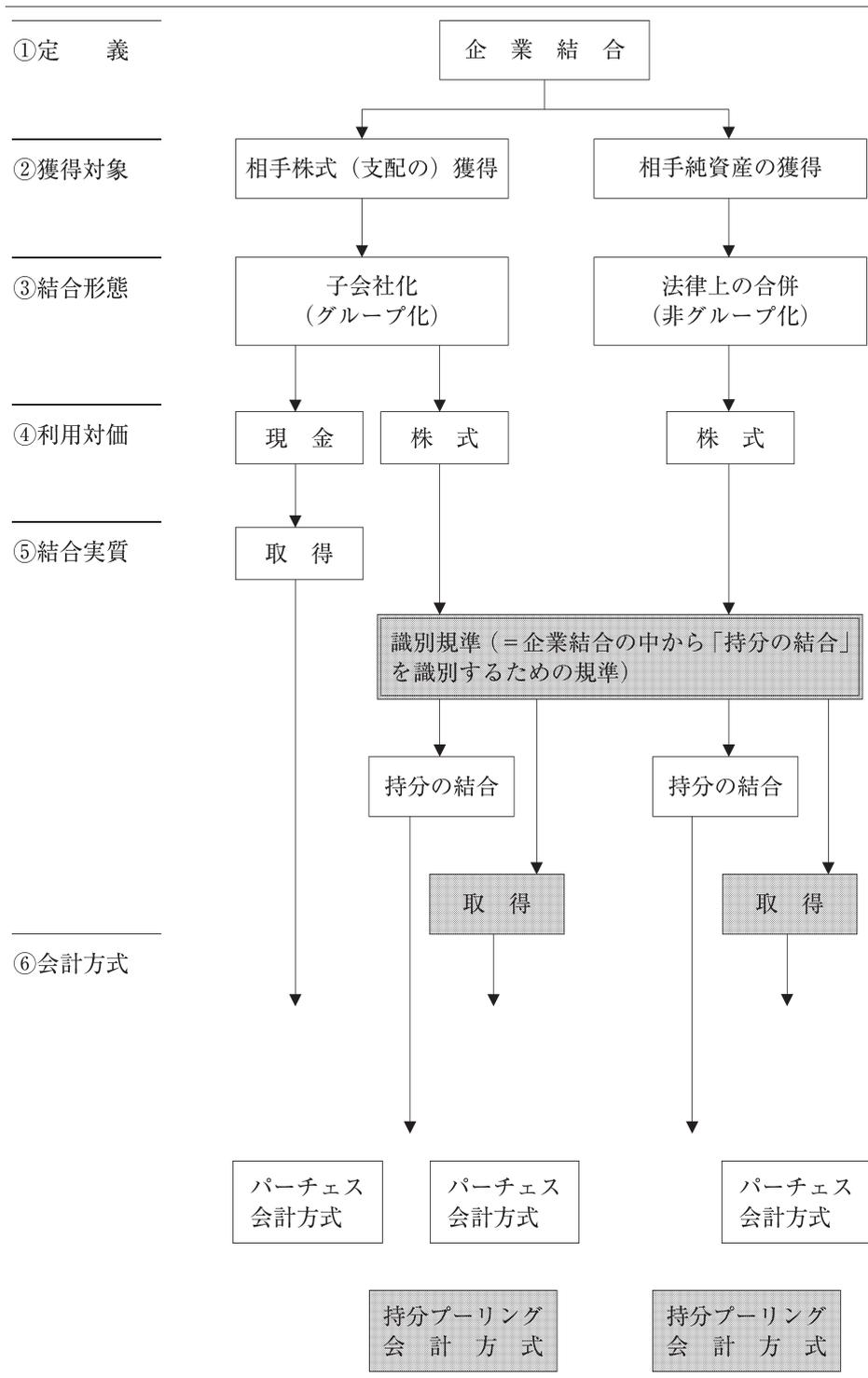
英国会計基準および公開草案においては、そのほとんどが、①企業結合の「定義」を行い、②企業結合の「実質」を識別し、③企業結合に適用する「会計方式」を決定する、という3点を中心として、その内容を展開している（〔図表2〕を参照）。

以下、本稿においては、企業結合の定義、

〔図表1〕 英国企業結合会計基準および公開草案の展開

名 称	ED3	ED31	SSAP23	ED48	FRED6	FRS6
公表時期	1971年	1982年	1985年	1990年	1993年	1994年
設定主体	ASC	ASC	ASC	ASC	ASB	ASB
種 類	公開草案	公開草案	会計基準	公開草案	公開草案	会計基準

[図表 2] 企業結合および企業結合会計の整理とその体系化



（出所）Fédération des Experts Comptables Européens (FEE), FEE Survey on Business Combinations, 2002, p. 5 の内容を参考として作成した。

[図表 3] 英国会計基準と公開草案における企業結合の定義

会計基準あるいは公開草案の名称	企業結合の定義
ED3 (1971 年)	定義は行われていない。
ED31 (1982 年)	企業結合とは「1つあるいはそれ以上の会社が他の会社の子会社になること」と定義される。
SSAP23 (1985 年)	企業結合とは「1つあるいはそれ以上の会社が他の会社の子会社になること」と定義される。
ED48 (1990 年)	企業結合とは「1つあるいはそれ以上の企業が他の企業の子会社になること」と定義される。
FRED6 (1993 年)	企業結合とは「1つあるいはそれ以上の実体が、他の実体の子会社になること」と定義される。
FRS6 (1994 年)	企業結合とは「(a)ある1つの実体が、他の実体と合体することにより、あるいは (b)ある1つの実体が、他の実体の純資産と経営に対する支配を獲得することにより、結果的に個々の実体が結合し1つの報告単位となること」と定義される。

企業結合の識別規準，企業結合を処理する会計方式の3点を手掛かりとして，英国会計基準および公開草案の内容を整理することにした。また，英国会計基準および公開草案との関係が深い，会計概念フレームワーク，英国会社法，国際会計基準についても触れることにしたい。

II 企業結合の「定義」に関する整理的考察

企業結合の定義は，①「株式取得（支配獲得）による子会社化⁴⁾」と「純資産獲得による法律上の合併⁵⁾」の両方を含んだ定義と，②「株式取得（支配獲得）による子会社化」のみを含んだ定義とに大別できる。そこでまず，これまで英国会計基準と公開草案が行った「企業結合の定義」を取り上げ，それらが上述の①と②いずれの定義に該当するのか，を見ていくことにしたい。

[図表 3] に示すのが，英国会計基準および公開草案における企業結合の定義である。

ED 31 から FRED 6 は，企業結合の定義

を「子会社化」に限定するものである。その理由としては，英国で行われた重大な企業結合のほとんどが「株式取得による子会社化（すなわち買収）」であった，ということが挙げられる⁷⁾。これに対して，現行基準である FRS 6 は，企業結合の定義を「子会社化」に限定することなく，むしろ拡大している。その結果，FRS 6 における企業結合の定義は，「株式取得による子会社化」と「法律上の合併である吸収合併と新設合併」の両方を含むもの，と見ることができる。

FRS 6 に見られる企業結合の定義，つまり企業結合を子会社化に限定することなく，法律上の合併にまで拡大した定義は，1993 年に当時の国際会計基準委員会（以後「IASB」と略称する。）が改訂公表した国際会計基準第 22 号「企業結合」（以後「IAS 22」と略称する。）の定義に極めて類似している。IAS 22 において，企業結合は，「(a) ある 1 つの企業が他の企業と一体となることにより，あるいは (b) ある 1 つの企業が他の企業の純資産と経営に対する支配を獲得することにより，個々の企業が結合し，

1つの報告単位になることである。」と定義されていた (IASB, 1993, par. 9)。

FRS 6は、「国際会計基準への準拠」という形で、このIAS 22に言及していた (ASB, 1994, appendix)。企業結合の定義については、「企業結合を子会社化に限定することなく、法律上の合併にまで拡大する」という点において、FRS 6とIAS 22の類似点を強く見ることができる。

このように、英国における企業結合の定義は、歴史的には「子会社化」のみを中心とするものであったが、「子会社化」と「法律上の合併」の両方を中心とする形へと変化してきた。

III 企業結合の「実質」と「会計方式」に関する整理的考察 — 識別規準の重要性 —

英国会計基準および公開草案に従えば、企業結合の「実質」には、①所有・持分の非継続となる「取得」と、②所有・持分の継続となる「持分の結合 (英国では「合併」という)」がある。また、「会計方式」には、①「パーチェス会計方式」と②「持分プーリング会計方式」がある。

パーチェス会計方式の下では、企業結合を、「ある会社による他の会社の取得」として処理する。そこでは、被結合会社の識別可能資産・負債は、取得日の公正価値で連結貸借対照表に計上される。そして、取得日以降の経営成績だけが損益計算書に計上される。また、提供対価の公正価値と、獲得した被取得会社の純資産の公正価値との差額は、のれんとして処理される (ASB, 1994, pars. 16-19)。

持分プーリング会計方式の下では、企業結合を、「2社あるいはそれ以上の結合参加会

社による『対等な関係』での結合 (すなわち、取得する会社も、取得される会社も特定できない状態での結合)」として処理する。公正価値による資産・負債の評価替えは行わず、のれんは計上しない。また、個々の実体の会計期間全体における経営成績を合算し、損益計算書に計上する (ASB, 1994, par. 20)。

英国会計基準および公開草案において、企業結合の実質と会計方式との関係は、基本的に、企業結合の実質が「取得」である場合には「パーチェス会計方式」を適用することが求められ、企業結合の実質が「持分の結合」である場合には「持分プーリング会計方式」を適用することが求められる⁸⁾。そのため、「取得」と「持分の結合」をどのように定義・識別するのか、すなわち「識別規準」の展開が重要となる。ただし、英国会計基準および公開草案が展開する「識別規準」は、「持分の結合」の定義・識別を行うことを目的としたものであって、「取得」の定義・識別を行うことを目的としたものではない。従って、本稿における「識別規準」の意味は、「企業結合の中から『持分の結合』を『識別』するための『規準』」、ということになる。

[図表4]に示すのが、英国会計基準および公開草案における「識別規準」、すなわち「持分の結合を識別するための規準」である⁹⁾。

英国会計基準および公開草案のうち、SSAP 23は、ED 3とED 31の内容を基にして作成された「初代の企業結合会計基準」である。また、現行のFRS 6は、SSAP 23の改訂を目的としたED 48と、FRED 6の内容に基づき作成された「改訂版の企業結合会計基準」である。

[図表4]からも明らかのように、英国会計基準および公開草案のなかで提示される識別規準は、全く同一のものではない。すなわ

[図表 4] 英国会計基準と公開草案における識別規準

会計基準あるいは公開草案の名称	企業結合の中から「持分の結合」を識別するための規準
ED3 (1971 年)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 結合参加会社の主要な事業内容が、結合後会社においても継続していること。 (2) 結合後会社の議決権について、結合参加会社のうちのどれか1社の株主が、他の会社の株主と比較して、3倍以上の議決権を有していないこと。 (3) 企業結合が、被申込会社における議決権ある株主に対する株式取得申込みにより行われること。その株式取得申込みの価値のうち90%以上は、被申込会社における発行済みの議決権ある株式と同等のものであること。 (4) 株式取得申込みは、申込会社における議決権ある株主により承認されていること。そしてまた、その株式取得申込みは、被申込会社における全株主（議決権ある株主と議決権のない株主）のうち90%以上により承認されていること。
ED31 (1982 年)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 企業結合が、申込会社が所有していない、被申込会社における全持分株式の所有者と全議決権付き株式の所有者に対する株式取得申込みにより行われること。また、その株式取得申込みが、申込会社における議決権付き株式の所有者により承認されていること。 (2) 株式取得申込みが、被申込会社における全持分株式の所有者のうち90%以上と全議決権付き株式の所有者のうち90%以上により承認されていること。 (3) 持分株式資本に対して提供される対価（所有済み株式に対する対価を含む）の公正価値のうち90%以上が、持分株式資本であること。議決権付き非持分株式資本に対して提供される対価（所有済み株式に対する対価を含む）の公正価値のうち90%以上が、持分株式資本と議決権付き非持分株式資本、あるいは議決権付き非持分株式資本のみ、であること。
SSAP23 (1985 年)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 企業結合が、申込会社により所有されていない、全持分株式の所有者および全議決権付き株式の所有者に対する株式取得申込みにより行われること。 (2) 申込会社が、株式取得申込みにより、(a)被申込会社における全持分株式のうち90%以上（持分の種類ごとに計算する）の所有、および(b)被申込会社における議決権付き株式のうち90%以上の所有、を確実にすること。 (3) 株式取得申込みの直前において、申込会社が、(a)被申込会社における全持分株式のうち20%以上（持分の種類ごとに計算する）、あるいは(b)被申込会社における議決権付き株式のうち20%以上、を所有していないこと。 (4) 持分株式資本に対する支払対価合計（取得済み株式に対する支払対価を含む）の公正価値のうち90%以上は、持分株式資本であること。また、議決権付き非持分株式資本に対する支払対価合計（取得済み株式に対する支払対価を含む）の公正価値のうち90%以上は、持分株式資本と議決権付き非持分株式資本、あるいは議決権付き非持分株式資本のみ、であること。
ED48 (1990 年)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 結合参加会社のなかに、取得者も被取得者も存在しないこと。 (2) 結合参加会社のなかに、結合後会社の経営を支配する会社が存在しないこと。 (3) 結合参加者のなかに、重大に縮小された権利を伴う株式やその他の非持分対価と交換に、保有株式の重要な部分を売却するか、あるいは売却できる持分株主がいらないこと。 (4) 「結合の申込を受ける会社」において、持分の10%を超える少数株主持分が存在しないこと。 (5) 結合参加会社のなかに、他の結合参加会社と比べて50%以上の規模の会社が存在しないこと。 (6) 当該企業結合において、結合参加会社の以前の会社事業が、結合後会社でもたらず経営成績は個々に考慮しないこと。
FRED6 (1993 年)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 結合参加会社のなかに、ある会社の取締役会や経営者か他の会社の取締役会や経営者のいずれかにより、取得会社、あるいは被取得会社としての役割が見られないこと。 (2) すべての結合参加会社の取締役会は、結合後会社の経営や人事に参加している

	<p>こと。そして、そのような意志決定は、議決権の行使というよりはむしろ、結合参加会社間の合意に基づくものであること。</p> <p>(3) ある1つの結合参加会社とその相対的な規模により、結合後の会社を支配するほど、結合参加会社間の規模に差がないこと。</p> <p>(4) 非持分対価（あるいは実質的に制限された議決権ないし配当権を伴う持分株式）の利用は、結合参加会社の持分株主が受け取る対価の重要でない部分に限ること。</p> <p>(5) 結合参加会社の持分株主のなかに、結合後の会社の将来業績に重大な持分を留保するような持分株主が存在しないこと。</p>
FRS6（1994年）	<p>(1) 結合参加会社のなかに、ある会社の取締役会や経営者か他の会社の取締役会や経営者のいずれかにより、取得する者、あるいは取得される者としての役割が見られないこと。</p> <p>(2) すべての結合参加会社の取締役会は、結合後会社の経営や人事に参加していること。そして、そのような意志決定は、議決権の行使というよりはむしろ、結合参加会社間の合意に基づくものであること。</p> <p>(3) ある1つの結合参加会社とその相対的な規模により、結合後の会社を支配するほど、結合参加会社間の規模に差がないこと。</p> <p>(4) 結合参加会社の持分株主が受け取る対価の主たる部分は、結合後会社の持分株式から構成されること。そして、非持分対価（あるいは実質的に制限された議決権ないし配当権を伴う持分株式）の利用は、結合参加会社の持分株主が受け取る対価の重要でない部分に限ること。</p> <p>(5) 結合参加会社の持分株主のなかに、結合後の会社の将来業績に重大な持分を留保するような持分株主が存在しないこと。</p>

ち、持分の結合の定義、さらには持分プーリング会計方式の適用規準は、英国会計基準および公開草案ごとに異なるものであった、と見ることができる。

英国会計基準および公開草案について言えることは、①そのままの形で次の草案や基準に引き継がれる識別規準の項目もあるが、②その時限りで排除される項目や、③一部修正した形で引き継がれている項目も見られる、ということである。なかでも、ED 48の公表を境にして、識別規準の項目に見られる傾向が大きく変わった点は注目に値する。

ED 48は、批判の多かったSSAP 23の改訂を目的として公表された公開草案¹⁰⁾である。ED 48の内容は基本的には、SSAP 23を引き継いでおらず、全面改訂の形で独自の識別規準を提示しており、①「取得者も、被取得者も特定できないこと」、そして②「結合参加会社間の規模に大きな相違がないこと」と

いった識別規準は、後のFRED 6とFRS 6にも引き継がれている。その意味で、「持分の結合を識別するための規準」の展開において、ED 48が果たした役割は大きいものと思われる。

IV 英国企業結合会計基準と会計概念フレームワーク

現在の英国会計概念フレームワークは、ASBが1999年12月に設定した「財務報告のための原則書」（以後「現行フレームワーク」と略称する。）であり、このフレームワークに基づき、既存のSSAPおよびFRSの改訂と、新規のFRSの設定が行われている。

現行フレームワークは、企業結合会計という節を設け、企業結合の実質として「取得」と「持分の結合」の2つを挙げている（ASB, 1999, par. 8.14）。その上で、取得の

下では、被取得会社の資産・負債は、市場で購入されるものとして処理することが求められている（→パーチェス会計方式）（ASB, 1999, par. 8.15）。持分の結合の下では、各結合参加会社の資産・負債は、市場で購入されるものとして処理する必要はない（→持分プーリング会計方式）（ASB, 1999, par. 8.16）。

ところで、現行フレームワークが設定される以前には、同じく、ASBが設定した初代の会計概念フレームワークである「原則書」（1991年－1994年公表、以後「91－94年フレームワーク」と略称する。）と、それを改訂した「財務報告のための原則書」（1995年公表、以後「95年フレームワーク」と略称する。）などが挙げられる。

91－94年フレームワークと95年フレームワークにおいても、企業結合の実質として「取得」と「持分の結合」の2つを、そして会計方式として「パーチェス会計方式」と「持分プーリング会計方式」の2つを取り上げていた¹¹⁾。そして、企業結合の実質が取得である場合は、パーチェス会計方式の適用を求め、企業結合の実質が持分の結合である場合は、持分プーリング会計方式の適用を求めている（ASB, 1991-1994, par. 5.1, ASB, 1995, par. 7.29 and par. 7.32）。

このように、一連の英国会計概念フレームワークにおいては、企業結合会計についての言及があり、そのなかでは、「取得→パーチェス会計方式」と「持分の結合→持分プーリング会計方式」という流れが確立している。この点において、①現行フレームワークと、現在の英国会計基準であるFRS 6との整合性、そして②歴代のフレームワークとFRS 6との整合性が確認できる。

V 英国企業結合会計基準と英国会社法

2006年英国会社法¹²⁾に基づけば、企業結合を処理する会計方式は、①同法第610条「シェア・プレミアム (share premium)」の規定による「パーチェス会計方式/シェア・プレミアム勘定」、②同法第612条「合併救済 (merger relief)」の規定による「パーチェス会計方式/合併積立金勘定 (merger reserve)」、そして③同法第612条「合併救済」の規定を拡大解釈した「持分プーリング会計方式」が挙げられる。

なかでも、③持分プーリング会計方式については、ED 3と1948年英国会社法との関係まで遡る。ED 3は、企業結合を処理する会計方式として、パーチェス会計方式と持分プーリング会計方式の2つを取り上げていた。しかしながら、ED 3の公表当時、持分プーリング会計方式は、法律上の壁が存在し、その適用自体が疑問視されていた。当時の1948年英国会社法第56条では、「会社が額面金額以上で株式を発行する場合、その額面超過部分は、シェア・プレミアム勘定に計上しなければならない。」と規定されており、（公正価値が株式額面を超過する時にも）株式額面で記録する持分プーリング会計方式の違法性が問題視されていた（Robins, 1999, p.2）。このことが、長きに渡り、ED 3が会計基準という形で公表されなかった理由である。

後に制定された1981年英国会社法は、「ある会社が他の会社の株式の90%以上を取得する」という条件で、シェア・プレミアム勘定の設定義務からの免除規定を追加した。この追加規定が、上述の「合併救済」規定であ

る。「合併救済」規定は、一方で a. 「パーチェス会計方式/合併積立金勘定」に結び付き、他方で b. 「持分プーリング会計方式」へと結び付いた。

特に b. の結果により、英国会社法が持分プーリング会計方式の適用を認めた、という判断がなされ、ED 3 の公表から約 10 年という期間を経て、ED 31 が公表される運びとなった (Lawrence, 2000, p. 4)。

さらに 1985 年英国会社法 (1989 年英国会社法により修正) の下では、持分プーリング会計方式の適用規準として、次の 4 つが挙げられていた。¹³⁾

(1) 被結合会社の「利益配当請求権と資本に制限のない株式 (発行済み持分株式)」については、その額面の 90 % 以上を親会社により、あるいは親会社に代わって、保有されていなければならない。

(2) 上記(1)の持分株式については、親会社あるいはその子会社の 1 つが株式を発行するという契約の下で取得されなければならない。

(3) 親会社あるいは子会社により発行される持分株式以外の対価の公正価値については、発行された持分株式の額面の 10 % を超過しないこと。

(4) 持分プーリング会計方式の適用は、「一般に認められた会計諸原則および実務 (generally accepted accounting principles or practice)」に従うこと。

なお、上記(4)に見られる「一般に認められた会計諸原則および実務」に相当するものが「英国会計基準」であり、ここに英国会社法と英国会計基準との関係が認められる (Chopping and Stephens, 2004, p. 749)。

このように英国会社法に基づけば、企業結合を処理する会計方式として、①パーチェス会計方式/シェア・プレミアム勘定、②パー

チェス会計方式/合併積立金勘定、そして③持分プーリング会計方式が挙げられる。なかでも、1981 年英国会社法の制定は、合併救済規定の導入により、会社法上、持分プーリング会計方式を適用可能にした、大きな意味を持つ英国会社法であった。また、1985 年英国会社法においては、持分プーリング会計方式の適用規準が設定され、このことは、持分プーリング会計方式の法律上の容認、と見ることができるであろう。

VI 英国企業結合会計基準と国際財務報告基準

欧州連合 (EU) においては、2002 年 7 月に制定された「IAS 規則」に従い、2005 年 1 月以降に始まる営業年度から、EU 域内で設立された会社に対して、国際会計基準 (IAS および IFRS) を適用した連結財務諸表の作成と開示が義務付けられた。これに従い、英国においても、上場会社が連結財務諸表を作成する場合、英国会計基準 (SSAP および FRS) ではなく、国際会計基準に基づかなければならない (Chopping and Stephens, 2004, p. 797)。

国際財務報告基準第 3 号「企業結合」(以後「IFRS 3」と称す。)においては、適用する会計方式は「パーチェス会計方式」のみに限定されている。またそこで展開されるのは、「『取得者』を識別するための規準」である (IASB, 2005, pars. 17-23, IASB, 2008, pars. 6-7)。これに対して、現行の英国企業結合会計基準である FRS 6 は、IFRS 3 とは異なり、「パーチェス会計方式」と「持分プーリング会計方式」の二会計方式を取り上げ、「『持分の結合』を識別するための規準」を展開している。

このように、英国においては、FRS 6 (国内会計基準) と IFRS 3 (国際会計基準) という2つの異なる企業結合会計基準が共存することになる。

VII おわりに

英国の会計基準設定主体である ASB は、「国内会計基準を国際会計基準に収斂させる任務の遂行」を表明している (ASB, 2009, par. 1.1)。

FRS 6 の内容は、①「形式的」には、パーチェス会計方式と持分プーリング会計方式の二本化を継続採用することで、英国会計概念フレームワークや英国会社法との整合性を維持し、②「実質的」には、「持分の結合を識別するための規準」を充足し、持分プーリング会計方式を適用する企業結合が極希な事象であることから、パーチェス会計方式の一本化と同じ結果となり、国際会計基準とのコンバージェンスを図るもの、と見ることができる。これはまた、企業結合会計基準に関する「現時点」での ASB の姿勢とも考えられる。ただし、今後「将来的」に FRS 6 が改訂される場合は、IFRS 3 と同じく、持分プーリング会計方式を禁止し、パーチェス会計方式のみに限定される可能性が高いものと思われる (ASB, 2004, p. 57)。

しかしながら、英国は長きにわたり、会計基準が基づくべき理論的根拠である会計概念フレームワークを確立してこなかったことが、歴史的な問題点であった (田中, 1996 年, 71 頁)。この問題に対し、ASB は、91 年フレームワーク、95 年フレームワーク、現行フレームワークを確立し、これに依拠して FRS を設定してきた。FRS 6 も、ASB の会計概念フレームワークに基づいたものである。

従って、第IV節でも触れたように、現時点において、「英国の企業結合会計基準」と「英国の会計概念フレームワーク」は整合している、と見ることができる。

将来的に、FRS 6 を改訂し、パーチェス会計方式への一本化を実現した場合、「英国会計基準と英国会計概念フレームワークとの整合性」だけではなく、「英国会計基準と英国会社法との関連性」も崩れることとなる。

英国は、歴史的に見て、1990 年以前の AS (S) C の時代やそれ以前の時代に、会計概念フレームワークの欠如という問題を経験してきた。しかし、今回は、会計概念フレームワークは存在するが、それに基づき設定されるべき会計基準との整合性が取れない、という状況に直面することになる。

このような状況を避けるためにも、英国は、ASB の会計概念フレームワーク自体を改訂するか、あるいは IASB の会計概念フレームワークに置き換えることで、「会計基準と会計概念フレームワークとの整合性」が維持できるような対応が必要であろう。

【注】

- 1) 英国では「取得会計方式」(acquisition method of accounting or acquisition accounting) という。
- 2) 英国では「合併会計方式」(merger method of accounting or merger accounting) という。
- 3) 英国において「企業結合会計 (accounting for business combinations)」の中心課題は、企業結合に対する「会計方式 (accounting method)」を決定し、適用することにある、と説明される (Lewis and Pendrill, 1996, p. 217)。
- 4) 被結合会社の株式を獲得対象とした企業結合は、株式の獲得を通じて、被結合会社を子会社化、つまり被結合会社の法人格は存続し、結果的に「企業グループを構成する企業結合

- の形態（形式）」に繋がる。
- 5) 被結合会社の純資産を獲得対象とした企業結合は、純資産の獲得を通じて、法律上の合併（被結合会社の吸収合併、あるいは被結合会社との新設合併）、つまり被結合会社の法人格は消滅し、結果的に「企業グループを構成しない企業結合の形態（形式）」に繋がる。
 - 6) [図表 3] は次の文献により作成したものである。ASC, 1982, par. 13. ASC, 1985, par. 6. ASC, 1990, par. 32. ASB, 1993, par. 2. ASB, 1994, par. 2.
 - 7) Lewis and Pendrill, 1996, p. 215. また、FEE の調査によれば、1999 年と 2000 年に英国で行われた法律上の合併（吸収合併と新設合併）の件数は 0 件と報告されている（Fédération des Experts Comptables Européens (FEE), 2002, *FEE Survey on Business Combinations*, p. 37)。
 - 8) SSAP 23 においては、会計方式の適用にあたり、「企業結合の実質が『持分の結合』である場合には、『持分プーリング会計方式』の適用を要求する (should) のではなく、適用することもできる (may)」としており、同一事象に対する異なる会計方式の適用の問題が指摘された。（Lawrence, 2000, p. 4）
 - 9) [図表 4] は次の文献により作成したものである。ASC, 1971, par. 7. ASC, 1982, par. 17. ASC, 1985, par. 11. ASC, 1990, par. 1.11. ASB, 1993, par. 10. ASB, 1994, pars. 6-11.
 - 10) 前注 8) を参照。
 - 11) 現在の英国企業結合会計基準である FRS 6 は、公表時期的に見て、この 91-94 年フレームワークに基づいたものと考えられる。
 - 12) <http://www.opsi.gov.uk/acts/acts 2006> を参考とした。
 - 13) <http://www.opsi.gov.uk/acts/acts 1989> を参考とした。

【参考文献】

- ASB, *Statement of Principles*, Chapter 1-7, 1991-1994.
- ASB, FRED6, *Acquisitions and Mergers*, 1993.
- ASB, FRS6, *Acquisitions and Mergers*, 1994.
- ASB, *Statement of principles for financial reporting*, 1995.
- ASB, *Statement of principles for financial re-*

- porting*, 1999.
- ASB, *UK Accounting Standards: A strategy for convergence with IFRS*, 2004.
- ASB, *Policy proposal: the future of UK GAAP*, 2009.
- ASC, ED3, *Accounting for Acquisitions and Mergers*, 1971.
- ASC, ED31, *Accounting for Acquisitions and Mergers*, 1982.
- ASC, SSAP23, *Accounting for Acquisitions and Mergers*, 1985.
- ASC, ED48, *Accounting for Acquisitions and Mergers*, 1990.
- Barry Elliott and Jamie Elliott, *Financial Accounting and Reporting*, Prentice Hall, 2008.
- David Chopping and Moore Stephens, *Applying GAAP 2004/2005*, CCH, 2004.
- European Parliament and the Council of the European Union, *The IAS Regulation (EC) No. 1606/2002 of European Parliament and the Council of 19 July 2002 on the Application of International Accounting Standards*, 2002.
- Fédération des Experts Comptables Européens (FEE), *FEE Survey on Business Combinations*, 2002.
- IASB, International Financial Reporting Standard 3, *Business Combinations*, 2005.
- IASB, IAS22, *Business Combinations*, 1993.
- M W E Glautier and B Underdown, *Accounting Theory and Practice*, Prentice Hall, 2001.
- National Statistics, *Mergers and acquisitions involving UK companies*, 2009.
- Paul Robins, *FRS6, Acquisitions and Mergers*, ACCA, 1999.
- Richard Lewis and David Pendrill, *Advanced Financial Accounting*, Pitman Publishing, 1996.
- Steve Lawrence, *The historical development of accounting standards-Part 3*, ACCA, 2000.
- 菊谷正人『英国会計基準の研究』同文館, 1998 年。
- 田中弘『イギリスの会計基準—形成と課題—』中央経済社, 1991 年。
- 田中弘『イギリスの会計基準書（第 2 版）』中央経済社, 1994 年。
- 深谷和広「英国会計制度における企業結合会計の機能—FRS 6『取得と合併』を中心に—」『東邦学誌』第 26 卷第 2 号, 1997 年。

- 深谷和広「英国連結財務諸表制度の研究(2)―合併と取得の識別, 取得会計における公正価値を中心に―」『東邦学誌』第30巻第1号, 2001年。
- 田中延幸「英国における会計概念フレームワークの展開」『大阪学院大学流通・経営科学論集』第22巻第2号, 1996年。
- ―「英国会計概念フレームワークの形成をめぐる近年の動向」『大阪学院大学流通・経営科学論集』第22巻第4号, 1997年。
- ―「英国のM & Aに見られる2つの二面性―『英国におけるM & A』と『英国企業によるM & A』―」『愛知工業大学経営情報科学』第3巻第1号, 2007年a。
- ―「英国『企業結合会計』基準の設定に向けて―『公開草案第3号』と『公開草案第31号』を中心とした史的考察―」『大阪学院大学流通・経営科学論集』第33巻第1号, 2007年b。
- ―「英国企業結合会計基準の公表とその問題点―会計基準書第23号『取得・合併会計』を中心とした史的考察―」『大阪学院大学流通・経営科学論集』第34巻第1号, 2008年a。
- ―「英国企業結合会計の展開と公開草案第48号の公表―初代基準の公表段階からその改訂段階へ―」『大阪学院大学流通・経営科学論集』第33巻第3号, 2008年b。
- ―「英国における企業結合会計とその整理的考察―会計基準と公開草案を中心として―」『愛知工業大学経営情報科学』第3巻第2号, 2008年c。
- ―「財務報告草案第6号『取得と合併』とその整理的考察」『大阪学院大学流通・経営科学論集』第34巻第2号, 2008年d。
- ―「財務報告基準第6号『取得と合併』とその発展的考察」『愛知工業大学経営情報科学』第4巻第2号, 2009年。